

義肢装具士

資格の種類		
国家	公的	その他

●義肢装具士とは

義肢装具士は、交通事故などで手や足を失った人たちなどに、義肢あるいは装具といった、機能の代替・治療のための器具機械を製作提供します。同時に、それが身体に適合するよう、医師の指示のもとにアフターケアを行い、失われた機能を回復する手助けをするのが職務です。

●資格取得方法

資格取得には原則として養成施設卒業が条件となります。

(1)学歴などの条件によって年数は異なるが、文部科学大臣が指定した学校、または厚生労働大臣が指定した義肢装具養成所において必要な知識及び技能を修得したもの。

①高校を卒業しているケース ⇨ 指定養成施設など(3年以上)

②高専(4年制)・大学などで指定科目(5科目)を履修しているケース ⇨ 指定養成施設など(2年以上)

・理学、倫理学、社会学、人間発達学、社会福祉学の内の1科目

・数学、物理学、生物学、数理統計学の内の2科目

・外国語及び保健体育

③職業能力開発促進法の規定に基づく義肢及び装具の製作に

かかわる技能検定に合格しているケース ⇨ 指定養成施設など(1年以上)

(2)外国の義肢装具の製作適合に関する学校もしくは養成所を卒業したもの、あるいは外国で義肢装具士免許に相当する免許を受けたもの。

(3)義肢装具法施行の際、現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えているもの、または法施行の際、現にこれを修得中であって、法施行後にその修得を終えたもの。

●国家試験について

(1)申込期間 毎年1月頃

(2)試験日 毎年2月下旬頃

(3)試験内容

臨床医学大要(臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。)、義肢装具工学(図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学)、義肢装具材料学(義肢装具材料力学を含む。)、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学

☎国家試験についての問い合わせ先

公益財団テクノエイド協会 試験研修部

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1 セントラルプラザ4階

☎03-3266-6882

●義肢装具士に関する情報

一般社団法人 日本義肢装具士協会

〒113-0033 東京都文京区本郷5-32-7 義肢会館202

TEL 03-5842-5457 FAX 03-5842-5458

(ホームページ) <http://www.japo.jp/>

(最終更新：令和4年1月)